

社会福祉法人脩寿会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

各職員の年次有給休暇の取得率を75%に引き上げる。

<実施時期・取組内容>

- 令和 7年 5月～ 前年度の年次有給休暇取得の状況を把握する・年次有給休暇の計画的付与について説明
- 令和 7年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を確認、報告し、取得の推進を図る
- 令和 8年 3月～ 年次有給休暇の取得率を部門ごとに分析し、課題を洗い出し、次年度の運営について検討する